

2023年5月

企業会計基準公開草案第76号

---

資産除去債務に関する会計基準（案）

### 企業会計基準公開草案第76号「資産除去債務に関する会計基準（案）」

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（2008年（平成20年）3月31日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記するなどの形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準第18号</b> <b>資産除去債務に関する会計基準</b></p> <p style="text-align: right;">2008年（平成20年）3月31日 改正 20XX年XX月XX日 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第18号</b> <b>資産除去債務に関する会計基準</b></p> <p style="text-align: right;">平成20年3月31日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>会計基準</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>17. <u>2008年公表の本会計基準</u>（以下「<u>2008年会計基準</u>」という。）は、<u>2010年（平成22年）4月1日</u>以後開始する事業年度から適用する。ただし、<u>2010年（平成22年）3月31日</u>以前に開始する事業年度から適用することができる。</p> <p>18. <u>2008年会計基準の適用初年度</u>における期首残高の算定は次のように行い、両者の差額は<u>2008年会計基準の適用初年度</u>において原則として特別損失に計上する。</p> <p>(1) <u>2008年会計基準の適用初年度の期首</u>における既存資産に関</p>	<p><b>会計基準</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>17. 本会計基準は、平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。</p> <p>18. 適用初年度における期首残高の算定は次のように行い、両者の差額は適用初年度において原則として特別損失に計上する。</p> <p>(1) 適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務は、適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・</p>

公開草案	現行
<p>連する資産除去債務は、<u>2008 年会計基準の適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。</u></p> <p>(2) <u>2008 年会計基準の適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、2008 年会計基準の適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。</u></p>	<p>フローの見積り及び割引率により計算を行う。</p> <p>(2) 適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。</p>
<p>19. <u>2008 年会計基準の適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務について引当金を計上している場合においても、資産除去債務及び関連する有形固定資産の期首残高は前項に従って算定するが、前期末における引当金の残高を資産除去債務の一部として引き継ぐ。</u></p>	<p>19. 適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務について引当金を計上している場合においても、資産除去債務及び関連する有形固定資産の期首残高は前項に従って算定するが、前期末における引当金の残高を資産除去債務の一部として引き継ぐ。</p>
<p>20. <u>2008 年会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。</u></p>	<p>20. <u>本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。</u></p>
<p>20-2. <u>20XX 年改正の本会計基準(以下「20XX 年改正会計基準」という。)の適用時期は、20XX 年に公表された企業会計基準第 XX 号「リースに関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p>	<p><b>結論の背景</b></p>

公開草案	現行
<p><b>経緯</b></p> <p>22. これまで我が国においては、例えば、電力業界で原子力発電施設の解体費用につき発電実績に応じて解体引当金を計上しているような特定の事例は見られるものの、国際的な会計基準で見られるような、資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理は行われていなかった。企業会計基準委員会は、有形固定資産のこのような除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つという指摘などから、資産除去債務の会計処理を検討プロジェクトとして取り上げることとした。</p> <p>その検討の契機としては、国際会計基準審議会（IASB）との間で、日本の会計基準と国際財務報告基準（IFRS）との差異を縮小することを目的とした両会計基準のコンバージェンスに向けた作業を取り進めており、その中で、資産除去債務は、検討すべき項目の1つとして、共同プロジェクトの第3回会合（<u>2006年（平成18年）3月</u>開催）において短期プロジェクト項目に追加されたことが挙げられる。</p> <p>当委員会では、学識経験者を中心として<u>2006年（平成18年）7月</u>に立ち上げたワーキング・グループでの検討を踏まえ、<u>2006年（平成18年）11月</u>に資産除去債務専門委員会を設置し、学識経験者を含む専門委員による討議など幅広い審議を経て、資産除去債務に関する論点について検討を重ね、<u>2007年（平成19年）5月</u></p>	<p><b>経緯</b></p> <p>22. これまで我が国においては、例えば、電力業界で原子力発電施設の解体費用につき発電実績に応じて解体引当金を計上しているような特定の事例は見られるものの、国際的な会計基準で見られるような、資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理は行われていなかった。企業会計基準委員会は、有形固定資産のこのような除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つという指摘などから、資産除去債務の会計処理を検討プロジェクトとして取り上げることとした。</p> <p>その検討の契機としては、国際会計基準審議会（IASB）との間で、日本の会計基準と国際財務報告基準（IFRS）との差異を縮小することを目的とした両会計基準のコンバージェンスに向けた作業を取り進めており、その中で、資産除去債務は、検討すべき項目の1つとして、共同プロジェクトの第3回会合（平成18年3月開催）において短期プロジェクト項目に追加されたことが挙げられる。</p> <p>当委員会では、学識経験者を中心として平成18年7月に立ち上げたワーキング・グループでの検討を踏まえ、平成18年11月に資産除去債務専門委員会を設置し、学識経験者を含む専門委員による討議など幅広い審議を経て、資産除去債務に関する論点について検討を重ね、平成19年5月には、論点ごとに可能な限りの検</p>

公開草案	現行
<p>には、論点ごとに可能な限りの検討の方向性も示した「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」を取りまとめ、広く一般から意見を募集するために公表した。当委員会では、論点整理に寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を重ね、<u>2007年（平成19年）12月</u>には「資産除去債務に関する会計基準（案）」を公開草案として公表し、広く意見を求めた。<u>2008年会計基準は</u>、当該公開草案に対して寄せられた意見を参考にして、審議を行い、その内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>	<p>討の方向性も示した「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」を取りまとめ、広く一般から意見を募集するために公表した。当委員会では、論点整理に寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を重ね、平成19年12月には「資産除去債務に関する会計基準（案）」を公開草案として公表し、広く意見を求めた。<u>その後</u>、当該公開草案に対して寄せられた意見を参考にして、審議を行い、その内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</p>
<p><u>22-2. 20XX年改正会計基準では、20XX年のリース会計基準の公表に伴い、結論の背景における「用語の定義」及び「会計処理」の一部について所要の改正を行った。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>用語の定義</b></p> <p><b>(資産除去債務の定義)</b></p> <p>23. 本会計基準でいう有形固定資産には、財務諸表等規則において有形固定資産に区分される資産のほか、それに準じる有形の資産も含む。したがって、建設仮勘定や使用権資産のほか、財務諸表等規則において「投資その他の資産」に分類されている投資不動産などについても、資産除去債務が存在している場合には、本会計基準の対象となることに留意する必要がある。</p>	<p><b>用語の定義</b></p> <p><b>(資産除去債務の定義)</b></p> <p>23. 本会計基準でいう有形固定資産には、財務諸表等規則において有形固定資産に区分される資産のほか、それに準じる有形の資産も含む。したがって、建設仮勘定やリース資産のほか、財務諸表等規則において「投資その他の資産」に分類されている投資不動産などについても、資産除去債務が存在している場合には、本会計基準の対象となることに留意する必要がある。</p>

公開草案	現行
<p><b>会計処理</b></p> <p><b>資産除去債務の算定</b>  <b>（資産除去債務の測定値の属性とそれに見合う割引率）</b></p> <p>40. （略）</p> <p>しかし、これについては、資産除去債務の計上額の算定において信用リスクを反映させた割引率を用いるとすることに、前述した②や③の問題を上回るような利点があるのかどうか疑問がある。有利子負債やそれに準ずるものと考えられるリース<u>負債</u>と異なり、明示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務である資産除去債務については、退職給付債務と同様に無リスクの割引率を用いることが現在の会計基準全体の体系と整合的であると考えられる。これらのことから、本会計基準においては、無リスクの割引率を用いるのが適当であると考えた（第6項(2)参照）。</p>	<p><b>会計処理</b></p> <p><b>資産除去債務の算定</b>  <b>（資産除去債務の測定値の属性とそれに見合う割引率）</b></p> <p>40. （略）</p> <p>しかし、これについては、資産除去債務の計上額の算定において信用リスクを反映させた割引率を用いるとすることに、前述した②や③の問題を上回るような利点があるのかどうか疑問がある。有利子負債やそれに準ずるものと考えられるリース<u>債務</u>と異なり、明示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務である資産除去債務については、退職給付債務と同様に無リスクの割引率を用いることが現在の会計基準全体の体系と整合的であると考えられる。これらのことから、本会計基準においては、無リスクの割引率を用いるのが適当であると考えた（第6項(2)参照）。</p>

以 上